

熊本県税減免取扱要綱

第1 一般的事項

- 1 熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号。以下「災免条例」という。)及び熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号。以下「県税条例」という。)の規定に基づいて、災害その他特別の事情がある者に対して、県税を減免する場合における取扱いについては、この要綱に定めるところによる。
- 2 この要綱において「減免」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の62、第73条の31、第167条(旧第128条)及び第177条の17(旧第162条)の規定に基づく県税の軽減又は免除をいうものであり、非課税、県税条例第25条の規定による公益等による課税免除、県税条例第107条の2及び第98条の7の規定による納付義務及び納入義務の免除、県税条例第94条の規定による課税免除等は含まれないものである。
- 3 広域本部長にあつては個人の事業税及び不動産取得税、自動車税事務所長にあつては自動車税の種別割(以下「種別割」という。)及び自動車税の環境性能割(以下「環境性能割」という。)の減免について専決することができるものであること。なお、減免及び課税免除等に係る事務の専決については、熊本県庁処務規程(昭和36年9月1日訓令甲第29号)、熊本県広域本部処務規程(平成25年3月29日訓令第27号)及び熊本県自動車税事務所処務規程(昭和49年7月15日訓令第17号)を参照すること。
- 4 原則として、災害による県税の減免については災免条例に、その他の特別の事情による県税の減免については県税条例に規定しているものである。
- 5 減免は、申請主義によっているので、減免申請書の提出がない場合は県税の減免を行わないものとする。また、減免申請書は提出期限(当該申請書の提出ができない特別の事情がある場合は、その事情がやんだ日から2月を経過した日)までに提出しなければならないものであること。
- 6 減免申請書は、課税地の広域本部長又は自動車税事務所長を経由して知事に提出することとなり、広域本部長又は自動車税事務所長は、当該申請書を受理したときは、調査を行い調査書(別記第1号様式、別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式又は別記第5号様式)及び減免決議書によって審理して県税の減免を行うものとする。
- 7 広域本部長又は自動車税事務所長は、減免を承認した場合においては、個人事業税にあつては個人事業税減免通知書(別記第19号様式)、不動産取得税にあつては不動産取得税減免通知書(別記第20号様式)、種別割又は環境性能割にあつては、一般減免については自動車税種別割減免通知書(別記第15様式)又は自動車税環境性能割減免通知書(別記第15号の2様式)、災害減免については自動車税種別割・(軽)自動車税環境性能割災害減免承認通知書(別記第15の3様式)により、遅滞なく、これを減免を承認した者に通知するものとする。
- 8 広域本部長又は自動車税事務所長は、減免を不承認とした場合においては、個人事業税にあつては個人事業税減免不承認通知書(別記様式第21号様式)、不動産取得税にあつては不動産取得税減免不承認通知書(別記22号様式)、種別割又は環境性能割にあつては、一般減免については自動車税種別割・(軽)自動車税環境性能割減免不承認通知書(別記第16様式)、災害減免については自動車税種別割・(軽)自動車税環境性能割災害減免不承認通知書(別記第15の4様式)により、遅滞なく、これを減免を承認した者に通知

するものとする。

- 9 広域本部長又は自動車税事務所長は、減免決議書に基づき調定の減額を行うものとする。
- 10 「年度分」とは、地方税法及び県税条例の規定に基づき当該年度において課し又は課すべきであった県税をいうものであり、過年度分及び繰越分は含まれないものである。また、その年度分について当初調定後、更正等の理由により調定額に変更があった場合は、当該更正等に基づく税額についても減免することができるものとする。

第2 災害減免

1 共通事項

- (1) 災害を受けた納税者等に対する県税の減免は、災免条例及び熊本県税災害減免条例施行規則(昭和38年熊本県規則第27号。以下「災免条例規則」という。)に定めるところにより、個人の事業税、不動産取得税、種別割及び環境性能割について行う。
- (2) 災害の範囲は、災免条例第2条第1号及び災免条例規則第2条第1項に規定する災害をいうものであり、盗難、横領及び自己の意思による放火等は含めないものとする。
- (3) 減免は原則として災害ごとに行うものであるが、同一年度において2回以上の災害を受けた場合には、それぞれの災害ごとに算定した被害率(個人の事業税にあっては災免条例第3条第1項の適用を受ける者にあつては事業用資産、災免条例第3条第2項の適用を受ける者にあつては住宅若しくは家財、不動産取得税にあっては不動産、種別割にあっては自動車について災害により受けた損害の金額(保険金等により補てんされるべき金額を除く。))が当該事業用資産、当該住宅若しくは家財、当該不動産又は当該自動車の被災前の価額に占める割合をいう。)を合算した率が2分の1を超える場合は減免することができるものであること。なお連続して災害を受けた場合で、それぞれについて被害率の算定が困難な場合には1回の災害とみなして被害率を算定することができるものとする。
- (4) 減免率は、定率であつて、率の範囲内において適宜変更して適用するものではない。
- (5) 減免を申請する場合において、災害減免申請書には、次の証明書等を添付させるものとする。

ア 市町村長又は所管官公署長の発行する罹災証明書又は被災証明書

イ 保険金、損害賠償金等の補てん金額を証すべき書類(保険金、損害賠償金等の補てんがあった場合に限る。)

- (6) 災害調査及び災害減免は、災免条例制定の趣旨にかんがみ、できるだけ速やかに処理しなければならない。

2 個人の事業税の災害減免

個人の事業税の災害に伴う減免については、次に掲げる点に留意しなければならない。

(1) 事業用資産の範囲

地方税法第72条の49の12第8項に規定する資産とほぼ同一であるが、土地及び無形固定資産を除き、次に掲げるものを含む。また、現金預貯金及び有価証券等については、これらが事業用資産であることを証明できるもののみを含めるものとする。

ア 商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、その他これらに類する資産及び貯蔵品、消耗品、副産物、仕損じ品等のたな卸資産

イ 事業所得及び不動産所得を生ずべき事業の用に供する資産

(ア) 建物及びその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附

属する設備をいう。)

(イ) 構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備をいう。)

(ウ) 機構及び装置(コンベア、ホイス、起重機等の搬送設備を含む。)

(エ) 船舶

(オ) 航空機

(カ) 車両及び運搬具

(キ) 工具、器具及び備品

(ク) 牛馬、果樹等

ウ 繰延資産で設備、構築物その他の固定資産の利用のため支出されたもののうち、まだ必要な経費に算入されない部分で、次に掲げるもの

(ア) 共同的施設等の施設に当たり支出した費用

事業を営む者がその事業に関して所属する協会、組合、商店街などの行う共同的施設の建設又は改良のため負担した費用でおおむね次のようなもの

共同展示場、共同宿泊所、会館、共同のアーケード、日よけ、アーチ、すずらん灯等

(イ) 広告宣伝の用に供する固定資産を贈与するために要した費用

事業を営む者が、その特約店などに対し、自己の製品などの広告宣伝のため、広告宣伝に適する固定資産を贈与した場合でおおむね次のようなもの

広告宣伝用の看板、ネオンサイン、ショーウィンドー(器具又は備品であるものに限る。)及び興行用どん帳

(ウ) その他上記に類するもの

(2) 住宅の意義及び範囲は、次によるものとする。

ア 「住宅」とは、納税義務者自身が常時起居する家屋及び附属設備をいう。

イ 現に起居している家屋であっても、それが一時的又は臨時的であって、常時起居しない別荘のようなものは住宅としない。

ウ 1箇の建物で起居の用と起居以外の用とに共用されているものについては、起居の用に供されている部分と起居以外の用に供されている部分とが棟を異にするなど、判然と区別されている場合にあつては当該起居の用に供されている部分のみを住宅として取り扱い、その他の場合で当該建物の主要な部分が起居以外の用に供されているものであるときは、住宅でないものとして取り扱うものであること。ただし、当該その他の場合で減価償却額の基礎となる住宅以外の部分と減価償却が認められない住宅部分とが判然と区別できる場合は、当該減価償却が認められない部分を住宅として取り扱う。

(3) 「家財」とは、納税義務者自身の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服その他家庭用動産をいうものとし、書画、骨とう、娯楽品等で、生活に必要な程度を超えるものは含まない。

(4) 資産の評価については、原則として帳簿価格によるものであるが次に掲げるものの評価が帳簿価格によることができない場合は、それぞれ次に定める方法によっても差し支えない。

ア たな卸資産

(ア) 商品、製品、半製品、原材料等のたな卸資産の評価は、当該資産の取得(購入、製造、製作、建設、肥育又は育成等)に要した原価により算定することができる。

(イ) (ア)による価額が明らかでないときは、被害を受けた日から最も近い日において取得

した、その取得価額によることができる。

(ウ)(ア)及び(イ)による価額が明らかでないときは、販売予定価額の総額に対し、差益率を乗じて得た金額を差し引いた残額によることができる。

イ 事業用固定資産

店舗、機械器具等の事業用固定資産及び牛馬、果樹等の資産は、時価によることができる。

ウ 住宅及び家財

住宅及び家財については、時価によることができる。

エ 割賦購入による資産

割賦購入による資産で、割賦金を未納入又は一部未納入のため所有権が移転しな
いものであっても、現実に事業用資産又は住宅若しくは家財の用に供しているときは、当
該資産の割賦購入価額によっても差し支えない。

(5)被害額の算定

ア 被害額は、(4)に掲げる資産の評価方法を基礎とし算定するものとする。なお、災害前
の資産の評価方法と被害額の評価方法とは、同一の方法を採用しなければならない。

イ 委託品、受託品その他借用資産の被害については、所有権の帰属する者の被害とする。
ただし、借用者が被害を受けた資産について損害賠償の責めを負う契約等がある場合は、
その金額を借用者の被害として差し支えない。

ウ 被害を受けた資産で、保険金、損害賠償金等(以下ウにおいて「保険金等」という。)に
より補てんを受ける場合は、被害額から当該保険金等(保険金等が減免申請時まで
に確定しない場合は、その見込額)を控除して計算するものとする。この場合におい
て、当該保険金等の対象となった資産が事業用資産又は住宅若しくは家財に区分され
ていないため、当該保険金等を事業用資産分又は住宅分若しくは家財分とに区分で
きない場合は、当該保険金等の額を事業用資産又は住宅若しくは家財のそれぞれの
被害額にあん分した額を当該事業用資産又は住宅若しくは家財の保険金等の額と
する。

エ 災害に関連するやむを得ない支出で次に掲げる費用は、これを被害額に含める。

(ア)災害により減免の対象となり得る資産の滅失、損壊等による当該資産のとりこわし
費用その他附属費用

(イ)災害により減免の対象となり得る資産が損壊した場合等において、当該災害の日
から減免申請のときまでに原状回復のため支出した修繕費、土砂その他の障害物の除
去に要する費用その他これらに類する費用。ただし、資本的支出であるものを除く。

(6)被害率の算定

被害率の算定方式は、次のとおりである。

$$\text{ア} \quad \frac{\text{事業用資産の被害額}}{\text{事業用資産の価額}} = \text{被害率}$$

$$\text{イ} \quad \frac{\text{住宅の被害額} + \text{家財の被害額}}{\text{住宅の価額} + \text{家財の価額}} = \text{被害率}$$

3 不動産取得税の災害減免

災害に伴う不動産取得税の減免については、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1)「被害不動産に代るものと知事が認める不動産(以下「代替不動産」という。)」とは、一般的に被害不動産と同一の用途に供するものと考えられることから、原則として被害不動産が土地の場合は土地、家屋の場合は家屋の取得をもって、「被害不動産に代わる不動産」と認めるものとする。
ただし、被害を受けたことによって生業の転換等を余儀なくされ、被害を受けた不動産と同一の用途に供しない不動産を取得した場合の他、被災した納税者の申出等に基づき、当該納税義務者の生活又は事業の実態等から、生活又は事業の再建に当たって被害を受けた土地に代わるものとして家屋の取得を、家屋に代わるものとして土地の取得の必要性が真に必要と認められる場合には、これらを「被害不動産に代わる不動産」と認めて差し支えないものとする。
- (2)減免額は、被害直前の時点における当該不動産の被害を受けた部分に対する固定資産課税台帳に登録された価格(固定資産課税台帳に価格が登録されていないときは、県が決定した価格。以下「価格」という。)に税率を乗じて得た額とする。
- (3)被害を受けた部分の価格の算定は、被害不動産の面積(家屋にあっては延床面積をいう。)と被害部分の面積とのあん分比によって差し支えないものとする。
- (4)被害不動産について受け取るべき保険金、損害賠償金等がある場合における減免額の算定については、被害を受けた部分の価格から当該受け取るべき保険金、損害賠償金等を控除した額に税率を乗じて得た額とする。
- (5)被害不動産に対して課された不動産取得税の納税義務者が当該被害を受けた日から当該不動産取得税の納期限までに死亡した場合、災免条例施行規則第3条の規定による減免については、当該死亡した納税義務者の相続人が納付すべき不動産取得税について適用する。
- (6)被害不動産の所有者が当該被害を受けた日から代替不動産の取得の日までに死亡した場合、災免条例第4条の規定による減免については、当該被害不動産の所有者の相続人が取得した代替不動産に対して課する不動産取得税に適用する。

4 種別割の災害減免

災害に伴う種別割の減免については、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1)災免条例第6条第1号の使用不能になった場合とは、災害により被害を受けた自動車(以下「被災自動車」という。)が滅失又は損壊した場合とする。
- (2)被災前の価格及び被害額は、原則として時価によるものとする。
- (3)被害率を算定する場合には、被災前の価格と被害額の算定は同一の方法によらなければならない。
- (4)滅失とは修理することが物理的に不可能なこととする。
- (5)損壊とは被災自動車の時価(被災直前の中古車価格)よりも、修理費の方が高額になるなど、経済的に修理が不可能な場合、または、フレーム等車体の本質的構造部分に重大な損傷が生じたことが客観的に認められ、買換えが社会通念上相当と認められるものとする。

5 環境性能割の災害減免

災害に伴う環境性能割の免除については、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 災免条例第5条の「甚大な被害」とは、被災自動車が使用不能となった場合とする。
- (2) 使用不能となった場合とは、被災自動車が滅失又は損壊した場合とする。
- (3) 滅失とは修理することが物理的に不可能なこととする。
- (4) 損壊とは被災自動車の時価(被災直前の中古車価格)よりも、修理費の方が高額になるなど、経済的に修理が不可能な場合、または、フレーム等車体の本質的構造部分に重大な損傷が生じたことが客観的に認められ、買換えが社会通念上相当と認められるものとする。
- (5) 対象となる被災自動車の種類は、環境性能割の対象となる自動車とする。
- (6) 災免条例第5条の「代替自動車」の種類は、環境性能割の対象となる自動車とする。
- (7) 被災自動車1台につき、代替自動車1台の環境性能割を免除するものとする。
- (8) 被災自動車と代替自動車の自家用・営業用の別の区分が、同一の区分である場合のみ免除できるものとする。
- (9) 被害を受けた日以前に契約し、被害を受けた日以降に納車(取得)した自動車は、代替自動車としては取扱わない。
- (10) 災害免除申請書(災免条例施行規則別記第2号の2様式)に添付する書類は次のとおりとする。
 - ア 被災自動車及び代替自動車の登録事項等証明書(軽自動車税の場合は検査記録事項等証明書)ただし、被災自動車の永久抹消登録又は一時抹消登録が、被害を受けた日以降に行われているものに限る。
 - イ 被災自動車の抹消登録が困難な場合、又は被災自動車を使用不能になったことを証明する書類を添付できない場合は、使用済自動車引取証明書等の解体を証明できる書類(自動車リサイクルシステムで確認できる場合は不要)
 - ウ 被災自動車の被災後の写真(添付できない場合は理由書及び被災現認書を添付すること。)

第3 一般減免

1 共通事項

- (1) 特別の事情がある納税者等に対する県税の減免は、県税条例及び熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号。以下「規則」という。)に定めるところにより、個人の事業税、不動産取得税、種別割及び環境性能割について減免を行うものであり、その取扱いについては、この「第3」に掲げるところに留意しなければならない。

2 個人の事業税の減免

特別の事情がある者に対する個人の事業税の減免については、次に掲げる点に留意しなければならない。

(1) 県税条例第48条の2第1項第1号

ア 「公的扶助を受ける者」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条、第13条又は第14条の規定による生活扶助、教育扶助又は住宅扶助を受ける者に限られているものであり、同法の規定による他の扶助又は他の法律による扶助を受ける者については免除しないものとする。

イ 事業税の免除を受ける者は、事業税の免除申請のあった日において、現に生活扶助、教育扶助又は住宅扶助を受けている者に限る。

ウ 申請書には、公的扶助を受けていることの証明書を添付させなければならない。

(2) 県税条例第48条の2第1項第2号

- ア 「私的扶助により生計を維持する者」とは、生活困窮者で自己又は生計を一にする親族の所得によっては生計を維持することができずに、親族又は他人から無償で金品を受け、それにより生計を維持する者とする。ただし、生計を維持する程度を超えた金品を受けている者は含めない。
- イ アのただし書に規定する生計を維持する程度を超えた金品を受けている者であるかどうかの判定は、私的扶助により受け取った金品を含めて、その額が生活保護法の生活扶助、教育扶助又は住宅扶助の保護基準額を超えているかどうかにより判定する。
- ウ たまたまある時期において、冠婚葬祭等のため出費がかさみ、臨時的に金品を受けてその費用に充て生計を維持した者等は、私的扶助を受ける者には含まれないものとする。
- エ 事業税の免除を受ける者は、事業税の免除申請のあった日において、現に私的扶助により生計を維持している者に限るものとする。
- オ 申請書には、私的扶助により生計を維持していることを証すべき書類を添付させなければならない。

(3) 県税条例第48条の2第1項第3号

- ア 「疾病」とは、病気のみならず負傷を含むものとする。
- イ 疾病のための出費として認められるものは、次に掲げる費用をいう。
- (ア) 診療に要した費用
 - (イ) 薬剤又は治療材料に要した費用
 - (ウ) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術に要した費用
 - (エ) 病院又は診療所への収容に要した費用
 - (オ) 看護に要した費用
 - (カ) 移送に要した費用
- ウ 疾病のため異常な出費があった場合とは、診療等のため要した費用が、申請人及び申請人と生計を一にする親族の合計所得金額の百分の五を超えた場合をいう。
- エ 著しく納税困難となった者とは、診療等に要する費用を支出したため、申請人及び申請人と生計を一にする親族の所得の合計金額から当該支出した医療費を控除した後の額を当該月数によって除した月の平均月額が、生活保護法の保護の基準額を下回った場合をいう。
- オ 合計所得金額とは、申請の日の属する年の前年の合計所得金額をいう。
- カ 申請書には、支出した医療費の金額及び合計所得金額を証すべき書類を添付させなければならない。

3 不動産取得税の減免

特別の事情がある者に対する不動産取得税の減免については、次に掲げる点に留意しなければならない。

(1) 県税条例第63条第1項第1号

- ア 「取得後他の目的に使用することなく直ちに当該法人に譲渡した」とは、一般的には取得後他の目的にその不動産を使用することなく極めて短期間のうちに当該法人に譲渡することを予想するものであるが、土地の造成又は法人設立若しくは譲渡の手続き等特別の事情がある場合において、おおむね1年以内に譲渡が行われたときも、これに該当

すると認めて差し支えないものとする。

イ「設立関係者」とは、原則として次の者をいうものである。

(ア) 宗教法人にあっては、その設立認可のとき作成された規則に記載された代表社員又は責任社員

(イ) 学校法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人又は社会福祉法人にあっては、設立認可のとき作成された寄附行為又は定款に記載された理事又は監事

(2) 県税条例第63条第1項第2号及び第3号の規定は、これらの学校及び幼稚園が公共性及び公益性の強い施設であることにかんがみ、不動産取得税の課税を免除しようとするものである。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定による知事の認可を受けていないものについては、減免しないものとする。

(3) 県税条例第63条第3項の規定において、「当該交換が土地改良法の趣旨に基づき農業経営の合理化及び農業生産力の発展を目的としたもの」であるかどうかの認定に当たっては、当該農地の交換当事者からの事情聴取及び農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による所得権移転についての知事への申請書等によるものとし、土地改良法の趣旨に基づく交換である旨を証する農業委員会の証明書を添付させることが適当である。

4 種別割の減免

種別割の減免については、次に掲げる点に留意しなければならない。

(1) 県税条例第109条第1項第1号

ア 公用に供する自動車とは、納税義務者等に何らの対価を支払うことなく、専ら国及び地方公共団体の用に供する自動車をいうものであること。

イ 公共の用に供する自動車とは、納税義務者から無償で提供されるもので、直接間接を問わず何らの対価を得ることなく、専ら公共の用に供する自動車をいうものであること。

ウ 「専ら」とは、他に使用することなく引き続き1年以上その公用又は公共の用にのみ使用することをいうものであること。

(2) 県税条例第109条第1項第2号

専ら学生、生徒の教育、練習の用に供する自動車については、次に掲げる点に留意すること。

ア 自動車教習所にあっては次によること。

(ア) 自動車教習所が所有する自動車(所有権の移転が留保されているものを含む。以下同じ。)で当該施設外において使用する規則第33条の4に定めるもの及び専ら当該施設内において使用するものに限るものであること。

(イ) 規則第33条の4に規定する「技能教習のために使用する自動車」とは、指定自動車教習所が専ら生徒の教育、練習の用に供する自動車をいうものであること。したがって、生徒の送迎用自動車、校長の専用自動車等、本来の使用目的が生徒の教育、練習の用に供することでない自動車は、当然除かれるものであること。なお、これらの具体的認定に当たっては、当該自動車が自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する分類番号が8、80から89まで及び800から899までの自動車登録番号を有する路上教習用自動車であるか否かによること。

イ 自動車教習所以外の学校にあっては、学校又は学校関係者が所有する自動車に限るものとし、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 学校が所有する自動車にあっては、何らの対価を得ることなく、学生、生徒の教育、練習の用にのみ供するものであること。
- (イ) 学校関係者が所有する自動車にあっては、無償で提供され、かつ、何らの対価を得ることなく、学生、生徒の教育、練習の用にのみ供するものであること。
- ウ 「専ら」とは、他に使用することなく引き続き1年以上教育、練習の用にのみ使用することをいうものであること。

(3) 県税条例第109条第1項第5号

この減免の趣旨は、身体障害者等又はその家族等が所有し、身体障害者等のために使用する自動車について種別割を減免することにより、当該身体障害者等が身体障害等を克服し、健全な者に伍して社会生活を営むことができるように税制上特別の配慮を加えたものである。

ア 規則第33条の3の5に規定する身体障害者等の範囲の具体的認定は、次のいずれかによること。

- (ア) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号
- (イ) 恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2
- (ウ) 恩給法別表第1号表の3
- (エ) 療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日付け児発第725号各都道府県知事・指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知)
- (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項

イ アに掲げる身体障害者等の範囲の具体的認定に際しては、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 戦傷病者手帳に記載された者で身体障害の程度が旧項、旧款である場合は、次の表により同表の上欄に掲げるものは同行の下欄に相当するものとして認定すること。

| | | | |
|-----------|-------|-------|-------|
| 上欄該当の旧項旧款 | 7 項 症 | 1 款 症 | 2 款 症 |
| 新款(減免の基準) | 1 款 症 | 2 款 症 | 3 款 症 |

- (イ) 身体障害者手帳に記載された障害名が2つ以上である場合は、各々の障害の程度について等級(程度)を認定すること。なお、障害名が「半身不随」である場合の身体障害の程度は、上肢不自由、下肢不自由及び体幹不自由について各々の認定をするものであること。
- (ウ) 視覚障害の4級及び上肢不自由の2級であるときは、身体障害者手帳に記載された等級は級までであるので、級の中の区分については、当該身体障害者の障害の程度により認定すること。
- (エ) 広域本部長又は自動車税事務所長は、障害の程度の認定が困難なものについては、調査依頼書(別記第6号様式)に減免申請書の写しを添付して、障害者の障害認定事務を処理する機関の長あて認定の依頼をするものとする。
- ウ 減免の対象となる自動車は、以下のいずれかとする。
 - (ア) 身体障害者等が運転する自動車で、当該身体障害者等が所有するもの。
 - (イ) 身体障害者等の通学、通院、通所又は生業(以下「通院等」という。)のために当該身体

障害者等と生計を一にするものが運転する自動車で、当該身体障害者等が所有するもの。

(ウ)身体障害者等のうち、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者(以下「身体等障害者」という。)の通院等のために当該身体等障害者と生計を一にする者が所有するもの。

なお、年齢が18歳未満であるかどうかの認定は、賦課期日又は取得した日における年齢によること。

エ 身体障害者等と生計を一にする者とは、日常生活の資を継続的に共通としており、かつ同居している者であること。

オ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者(以下「常時介護者」という。)とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得し、又は所有する自動車を専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために継続して日常的に運転する者であって、当該身体障害者等の住所地の福祉事務所長若しくは町村長、戦傷病者の援護事務を処理する機関の長又は保健所長(以下「福祉事務所長等」という。)の確認を受けたものをいう。

カ 身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために使用されているかどうかの認定は、減免申請書に添付された証明書によること。

なお、通学、通院、通所又は生業とは、次のものであること。

(ア)通学とは、身体障害者等が学校教育法第1条に規定する学校及び同法第134条に規定する各種学校その他これに類するものに、勉学等のために反復継続して通うことをいう。

(イ)通院とは、身体障害者等が障害の抑制、治療等のために、医療機関等へ反復継続して通うことをいう。

なお、通院については、風邪等の一時的疾病による通院のための使用については、減免は認められず、半年程度以上の要治療期間の疾病により、反復継続して通院するものに限られるものであるから注意すること。

(ウ)通所とは、身体障害者等が更生・指導及び職業訓練などを受けるために社会福祉施設及びこれに類する施設に反復継続して通うことをいう。

(エ)生業とは、原則として身体障害者等が自己及びその家族の生活を維持するに当たり必要な収入を得るための仕事をいう。

キ 減免の対象から除かれる事業用自動車とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項で規定する自動車運送事業の用に供する自動車であり、自動車検査証に事業用と記載されたものであること。

ク 減免の対象となる自動車は、普通自動車及び軽自動車のうち身体障害者等1人について1台であること。この場合の認定は、規則第34条の2の2第2項に規定する受付印及び軽自動車税の種別割(当該減免が令和元年10月1日より前にされたものであるときは、当該軽自動車税)の減免申請の受付印の状況等により行うこと。

ケ 年度途中で取得した自動車に係る種別割の減免については、次の事項に留意して行うこと。

(ア)既に減免した自動車を抹消登録して新たに取得した自動車について種別割の減免申

請があった場合は、減免の対象となること。

(イ)既に減免した自動車を移転登録して新たに取得した自動車について種別割の減免申請があった場合は、移転登録の月の属する年度の翌年度分から減免の対象となること。

(ウ)抹消登録及び移転登録は、抹消登録証明書又は自動車検査証等(軽自動車にあっては届出済証を含む。)により確認すること。

(4) 県税条例第109条第1項第6号

この減免の趣旨は、所有者及び使用者の如何を問わず構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車について種別割を減免することにより、当該身体障害者等が身体障害等を克服し、健全な者に伍して社会生活を営むことができるように税制上特別の配慮を加えたものである。

ア 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車とは、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する分類番号が8、80から89まで及び800から899までのうち次に掲げるものをいい、自家用及び事業用(自動車検査証に事業用と記載されているものをいう。)の別は問わない。

(ア)車椅子の昇降装置、固定装置若しくは浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車

(イ)一般の自動車に車椅子の昇降装置、固定装置若しくは浴槽を装着する等の構造変更が加えられた自動車

イ 個人が所有又は使用する自動車(事業のために使用する自動車を除く。)に係る申請に基づく減免は、利用する身体障害者等1人について1台に限り行うものとする。

ウ アの自動車に係る減免申請書は、当該自動車の構造変更の内容及び利用者等を十分審査の上、受理すること。

エ「専ら」とは、身体障害者等の用にのみ使用することをいうが、当該自動車が身体障害者等のみ利用できるような構造であるかどうかを判断基準にしても差し支えない。

オ 同一の身体障害者等について既に前号の規定により減免がなされている場合にあっては、各自動車の必要性、使用の実態等を考慮の上、減免の趣旨を逸脱することのないよう留意すること。

(5) 県税条例第109条第1項第7号

公的医療機関とは、次に掲げる者が開設した病院又は診療所をいうものであること。

ア 社会福祉法人恩賜財団済生会

イ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会

ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第83条に規定する国民健康保険団体連合会

(6) 県税条例第109条第1項第10号

県税条例第109条第1項第1号から第9号までに掲げる自動車に類する自動車の認定については、総務部市町村・税務局税務課長と協議の上、決定すること。

(7) 県税条例第109条第5項

用途の変更、申請者の死亡等で減免すべき事由に該当しなくなった場合には、速やかに減免を取り消し、当該減免すべき事由に該当しなくなった日の属する年度の翌年度から課税すること。

(8) 減免する額について

- ア 普通徴収に係る種別割については、年税額
- イ 証紙徴収に係る種別割については、当該登録をした日の属する月の翌月から月割によって計算した額
- ウ 減免を受ける者和其他の者が自動車を共有する場合における減免額は、当該自動車に係る種別割の当該減免を受ける者の負担部分に対応する額
- エ 所有権移転留保付自動車に係る減免は、所有権移転留保者に対しても効力が及ぶものであること。

(9) 事務処理の手続

- ア 広域本部長等又は自動車税事務所長は、減免申請書の提出があったときは、次に掲げる書類を提出又は提示させること。
 - (ア) 県税条例第109条第1項第1号、第2号(指定自動車教習所に係るものを除く。)、第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号の規定に係る減免申請にあつては、自動車検査証及び運転日誌等
 - (イ) 県税条例第109条第1項第5号の規定に係る減免申請にあつては、同条第4項に規定するものの他、自動車検査証
ただし、県税条例第109条第1項第5号ウの規定に係る減免申請にあつては、併せて福祉事務所長等が発行する常時介護証明書
 - (ウ) 県税条例第109条第1項第6号の規定に係る減免申請にあつては、自動車検査証及び対象自動車の写真
 - (エ) 県税条例第109条第1項第6号の規定に係る減免申請を個人が所有又は使用する自動車について行う場合((オ)に掲げる場合を除く。)にあつては、(ウ)に規定するもののほか、利用する身体障害者等の障害の状態、申請自動車の使用目的及び申請自動車の使用頻度を明らかにした書面(別記第8号様式)並びに利用する身体障害者等の身体障害者手帳の写し、戦傷病者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、介護保険被保険者証の写し(要介護又は要支援の認定を受けている場合に限る。)その他身体障害者等であることを証する書類
 - (オ) 県税条例第109条第1項第6号の規定に係る減免申請自動車を事業のために使用する場合にあつては、(ウ)に規定するもののほか、運行計画又は実績を明らかにした書面
 - (カ) (イ)の申請にあつて、自動車を身体障害者等の通院、通学、通所若しくは生業の用に供するため生計を一にする者又は常時介護者の運転に係るものであるときは、当該身体障害者等に係る通院証明書(病名及び治療期間が明示されているものに限る。)、自立支援医療費受給者証、通学証明書、通所証明書又は所得を証する書類(給与所得者にあつては源泉徴収票。給与所得者以外にあつては市町村長が発行する所得(課税)証明書又は市町村民税、県民税課税台帳記載事項証明書)等。ただし、これらの証明書の交付を受けることが困難な者にあつては、福祉事務所長が発行する証明書(別記第9号様式)
- イ 減免申請書を受理するときは、次に掲げる事項に留意し、審査のうえ、自動車税(種別割・環境性能割)減免受付簿(別記第10号様式)に所要事項を記載すること。
 - (ア) 所有者又は使用者の住所又は所在地及び氏名又は名称は、自動車検査証に記載された所有者又は使用者であること。

(イ)課税額(納付額)は、普通徴収に係る減免申請書にあつては熊本県税事務総合オンラインシステムにより、証紙徴収に係る減免申請書にあつては、規則第39条の2の3に規定する収納印によって確認すること。

(ウ)県税条例第109条第1項第5号の規定に係る減免申請にあつては、身体障害者等の減免申請書の障害名欄及び障害の程度欄に身体障害者手帳又は療育手帳に記載された事項がすべて記載されているかを確認すること。身体障害者手帳及び戦傷病者手帳又は身体障害者手帳及び療育手帳をともに交付を受けている場合は、これらの手帳に記載された事項がすべて記載されているかを確認すること。また、精神障害者保健福祉手帳にあつては、有効期限内であること及び同手帳の障害等級が1級に該当することを確認すること。

(エ)県税条例第109条第1項第6号の規定に係る減免申請にあつては、利用する身体障害者等の障害の状態、申請自動車の使用目的及び使用頻度を明らかにした書面(別記第8号様式)がすべて記載されているかを確認すること。

ウ 広域本部長は、イによって受理した申請書について、自動車税減免受付明細書(別記第11号様式)を県税条例第109条に規定する各号ごとに2部作成し、このうち1部を減免申請書その他の証明書等とともに送付書(別記第12号様式)を添付して自動車税事務所長へ送付すること。

エ 自動車税事務所長は、広域本部長からウに記載する書類の送付を受けたときは、自動車税種別割・(軽)自動車税環境性能割減免決議書(別記第13号様式)により決議した上、自動車税種別割・(軽)自動車税環境性能割減免決定通知書(別記第14号様式)に自動車税種別割減免入力表兼明細書及び通知書を添えて関係広域本部長へ通知すること。

オ 広域本部長は、自動車税種別割・(軽)自動車税環境性能割減免決定通知書の送付を受けたときは、減免受付簿の処理てん末欄に所要事項を記載すること。

(10)継続減免者の取り扱い

ア 県税条例第109条第2項に基づき減免申請の特例が適用される種別割の納税義務者(「継続減免者」という。)に対しては、毎年定期課税時に自動車税種別割減免(継続)通知書(別記第17号様式)を送付すること。

イ 継続減免者に対しては、当該種別割(当該減免が令和元年10月1日より前にされたものであるときは、当該自動車税)を減免したときにおける申請内容と現在の状況が同一であるか否かを確認するため少なくとも年1回の文書等による調査を行うものとし、必要に応じて現地調査を行う等、減免要件を欠くものをそのまま放置することがないように留意すること。

5 環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の減免

環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の減免は、4の種別割に準じて行うが、次に掲げる事項に留意して行うこと。

(1)県税条例第100条の8第1項第1号

ア 減免の対象となる自動車は、普通自動車及び軽自動車のうち身体障害者等1人について1台であること。

イ 既に環境性能割又は軽自動車税の環境性能割(当該減免が令和元年10月1日より前にされたものであるときは、自動車取得税)を減免した普通自動車又は軽自動車を移転登録して、新たに取得した自動車又は軽自動車について環境性能割又は軽自動車税の環境性能

割の減免申請があった場合は減免の対象となること。ただし、環境性能割又は軽自動車の環境性能割を減免した普通自動車又は軽自動車税の取得の日から1年以内に取得した自動車又は軽自動車は、原則として減免の対象としない。

ウ 既に種別割又は軽自動車税の種別割の減免を受けた普通自動車又は軽自動車を保有している場合は、新たに取得した自動車については減免の対象とはならないものであること。ただし、新たに取得した自動車が既に減免を受けている自動車に代るものと認められるものについては、この限りでない。なお、「代るもの」であるかどうかの認定に当たっては、代替の必要性、使用の実態等に即して判断すべきものであること。

(2) 県税条例第100条の8第1項第3号

構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車とは次に掲げるものを行い、自家用及び事業用(自動車検査証又は自動車届出済証に事業用と記載されているもの。)の別は問わない。

ア 車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車

イ 一般の自動車に車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等の構造変更が加えられた自動車で、当該身体障害者等以外の者の利用にも併せて供されるもの

(3) 県税条例第100条の8第1項第4号

専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車(自動車検査証又は自動車届出済証に事業用と記載されているものに限る。)とは、次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者等が運転するために運転装置、制御装置等が特別の仕様により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車でタクシー等の用に供するもの

イ 「専ら」とは、身体障害者等の用にのみ使用することをいうが、当該自動車が身体障害者等の運転のために特に構造変更がなされているものかどうかを判断基準にして差し支えないものであること。

(4) 県税条例第100条の8第4項

同条第1項第3号又は第4号に該当する自動車の構造変更に要した金額を算出するに当たっては、当該自動車の取得価額から当該自動車と型式、乗車定員、仕様等が同一又は類似の自動車に構造変更をしていないものの取得価額を控除する方法によっても差し支えないものであること。

(5) 減免する額

減免を受ける者と他の者が自動車を共有する場合には、当該自動車に係る環境性能割又は軽自動車税の環境性能割の当該減免を受ける者の負担部分に対応する額

(6) 事務処理の手続

4の種別割に準じて行うものであるが、4(9)エ中自動車税種別割減免入力表兼明細書及び通知書は、(軽)自動車税環境性能割減免明細書(別記第18号様式)と読み替えるものとする。